平成２６年（フ）第１６４号
静岡県浜松市西区和地町6466番地の２
債務者　佐野　久義
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
静岡県浜松市中区高丘北２丁目44番18号
債務者　鈴木　康子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第９１２号
神奈川県海老名市国分南２丁目16番１―105号
債務者　今田　陽子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２７号
岡山市中区浜３丁目４番５号ハイツヨーコ105
債務者　藤井暉一郎
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９８号
北海道帯広市西23条南１丁目36番地　アイハラマンション２Ｂ
債務者　岸　和比古
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３３７号
東京都町田市小山田桜台２丁目11番地28―401
債務者　佐藤　一也
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月14日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９号
愛媛県大洲市徳森1534番地１　レスポワール21―302号
債務者　濱中　　雄
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月15日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

破産手続開始等

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２３８３号
大阪市西区靱本町２丁目９番11号、旧本店所在地和歌山県有田市宮崎町22番地２
債務者　株式会社ネクスト（旧商号トコリ・グローバル株式会社）
代表者代表取締役　田中　利典
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村圭二郎
4　破産法31条５項により、破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２４号
島根県雲南市加茂町加茂中1043番19地
破産者　松浦　　勲（旧姓青木）
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３号
島根県安来市黒井田町191番地２
破産者　後藤　英里
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４４７号
北海道恵庭市戸磯347番地12
破産者　有限会社エルムサービス
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７号
群馬県高崎市和田多中町16番15号
破産者　アイピーエフインターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３０号
千葉県富里市久能748番地39
破産者　佐野　武彦
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１１７３３号
東京都板橋区東坂下２丁目19―２　ミッションホームフナド
破産者　大木信一こと　ミン　デギ　ピーター
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０６５号
名古屋市中川区中郷３丁目105番地
破産者　株式会社エスプレス
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５３号
名古屋市中区千代田２丁目19番16号
破産者　有限会社エイチエスシー
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７９号
名古屋市千種区神田町９番２号
破産者　株式会社三共工業
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６３８号
大阪市北区東天満２丁目２番３号
破産者　プロフ精密株式会社
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部